

2024年3月1日

住友林業株式会社

## 当社の森林経営計画の認定取消しについて

当社は本日、農林水産大臣から森林法に基づく森林経営計画（計画期間：令和5年5月1日～令和10年4月30日）の大臣認定取消しの行政処分を受けました。お取引先および関係者の皆さまにご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

2023年12月、当社元社員が森林法に基づく森林経営計画の変更認定請求の手続を進めていなかったにも関わらず、当社の森林経営計画の変更にかかわる大臣認定書を自ら作成していた事態が発覚しました。

その後の社内調査の結果、法令に規定する30日以内の義務的変更の認定請求の不履行と一部の地域で森林経営計画の内容と異なる施業を行っていたこと、及びこれらの不適切な行為が、当該社員が行っていた認定請求業務の進捗確認を怠るというチェック体制の不備と定められた社内手続きの不徹底によるものであることが判明しました。

今回の事態を招いたのは当社の業務体制の不備が原因であり、このたびの行政処分を厳粛に受け止め、業務の適正化に向けた再発防止策を定め、徹底して取り組むことによりお取引先および関係者の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 処分内容

森林経営計画（認定番号第5-01号）の認定取消し

※森林経営計画とは森林法第11条に基づき、「森林所有者」又は「森林経営の委託を受けた者」が森林の施業及び保護について5年を1期として作成する計画。

森林法第12条第1項では認定森林所有者等は新たに森林を買い受けたり、委託を受けた場合には、30日以内に森林経営計画の変更認定請求をしなければならないと定めている。また、森林法第14条では、認定森林所有者等は森林の施業及び保護について森林経営計画を遵守しなければならないと定めている。なお、森林経営計画は任意の制度で、認定を受けると事前の伐採届提出の免除、補助金の割増などの優遇措置が受けられる。今回取消しとなった計画は令和5年4月26日に認定されたもの。

#### 2. 根拠となる法令の条項

森林法第16条第1号及び第2号並びに第19条第1項第2号

以上

《お問合せ先（報道機関）》  
コーポレート・コミュニケーション部  
TEL：03-3214-2270

《お問合せ先（その他）》  
森林資源部  
TEL：03-3214-3251